

接続約款変更届出書

令和3年2月26日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

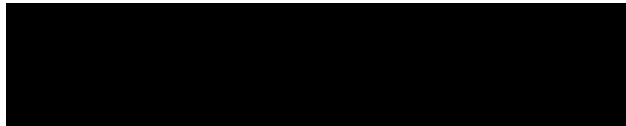
住 所 とうきょうとみなとくわいがんいっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ば ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年3月31日
------	-----------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧
<p>(開通システム等に関する情報等の提供)</p> <p>第 97 条の 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、第 28 条の 2(開通システム等の利用の申込み)に規定する開通システム、3G チップ、第 37 条の 2(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規定する移動無線装置に係る確認試験(当社の第 2 種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に関係がないと当社が判断したものを除きます。)並びにその試験の標準的な料金(試験の内容をあらかじめ確認させて頂く場合があります。)、料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額、料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式の網使用料)2(料金額)に規定する料金について、第 75 条第 2 項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 4 項に規定する精算接続料として変更したものに限り)及び料金表第 4 表(その他の費用)第 1 に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報、又は料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式対象機能の網使用料)2(料金額)に規定する料金額について、<u>第二種指定設備管理運営費、対象設備等の正味固定資産価額及び需要に係る予測(過去の実績及び予測対象年度における見込みを含みます。)</u>に用いた具体的な算定方法(計算式等具体的な考え方を含みます。)に関する情報並びに第 75 条第 2 項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 4 項に規定する精算接続料として第 17 条第 4 項に基づき変更したものに限り)の、変更する前の料金額との原価、利潤及び需要との比率に関する情報を、当社が指定する事務取扱所において提供するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料</p>	<p>(開通システム等に関する情報等の提供)</p> <p>第 97 条の 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、第 28 条の 2(開通システム等の利用の申込み)に規定する開通システム、3G チップ、第 37 条の 2(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規定する移動無線装置に係る確認試験(当社の第 2 種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に関係がないと当社が判断したものを除きます。)並びにその試験の標準的な料金(試験の内容をあらかじめ確認させて頂く場合があります。)、料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額、料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式の網使用料)2(料金額)に規定する料金について、第 75 条第 2 項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 4 項に規定する精算接続料として変更したものに限り)及び料金表第 4 表(その他の費用)第 1 に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報、又は料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式対象機能の網使用料)2(料金額)に規定する料金額について、具体的な算定方法に関する情報並びに第 75 条第 2 項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 4 項に規定する精算接続料として第 17 条第 4 項に基づき変更したものに限り)の、変更する前の料金額との原価、利潤及び需要との比率に関する情報を、当社が指定する事務取扱所において提供するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料</p>

1 適用 (略)					1 適用 (略)				
2 料金額					2 料金額				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>219,225</u> 円	月額	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>282,887</u> 円	月額
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>21,922</u> 円	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>28,288</u> 円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>189,316</u> 円	月額	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>247,551</u> 円	月額
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>18,931</u> 円	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>24,755</u> 円	月額
	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	(ア) <u>10Mbpsのもの</u>	<u>161,404</u> 円	<u>月額</u>	(2) 5G(NSA方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) <u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>16,140</u> 円	<u>月額</u>			(イ) (略)	(略)	(略)
	(2) 5G(NSA方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>282,887</u> 円	月額
			(イ) (略)	(略)	(略)		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>28,288</u> 円	月額
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。		(ア) 10Mbpsのもの	<u>219,225</u> 円	月額	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>247,551</u> 円	月額
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>21,922</u> 円	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>24,755</u> 円	月額

	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>189,316円</u>	月額	(3) MVNO 回線管理機能	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	(略)	(略)
	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>18,931円</u>	月額		令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>77円</u>	月額
		(ア) 10Mbpsのもの	<u>161,404円</u>	<u>月額</u>		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>76円</u>	月額
	(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>16,140円</u>	<u>月額</u>						
(3) MVNO 回線管理機能	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	(略)	(略)	附則 (略)				
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>80円</u>	月額					
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>76円</u>	月額					
	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>74円</u>	<u>月額</u>					
附則 (略)					附則 (略)				
附則(令和3年2月26日 MKS2102240001510001) (実施期日) <u>この改正規定は、令和3年3月31日から実施します。</u>									